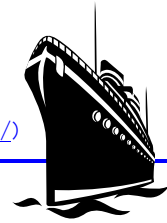


MSI Marine News

トピックス

海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。 (http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



国際シンポジウム「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」開催

先般、海運クラブ国際会議場（海運ビル）において、財団法人日本海運会および東京大学グローバルCOEプログラム主催の国際シンポジウム「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」が開催されました。

ロッテルダム・ルールズとは、コンテナ輸送や電子商取引といった現代の運送実態を反映し、国際的統一を図るために作成された新国際海上物品運送条約です。2009年9月23日にロッテルダムで行われた署名式典においては、アメリカ合衆国、フランス、オランダをはじめ、20カ国が署名に参加しています。

シンポジウムは7つのセッションで構成され、ロッテルダム・ルールズの策定に参加した各国の有識者、本邦海事弁護士、海運業界に携わる実務家が講演者として出席し、ロッテルダム・ルールズをさまざまな角度でとらえた考察を披露しました。以下、シンポジウムのセッションと主な主題の内容を簡単にご案内いたします。なお、シンポジウムは各国からの出席者に考慮し、英語での講演を基本とし、聴講者は配布されたイヤホンで同時通訳を聴くことができるという国際会議と同様の形式で進められました。

【シンポジウムのテーマ】

第1セッション「ロッテルダム・ルールズへの導入」

第2セッション「ロッテルダム・ルールズの適用範囲と当事者の責任」

このセッションでは、条約条文の検討に参画した4名の講演者が、それぞれ「適用範囲と契約の自由」「責任期間と複合運送的側面」「運送人の義務と責任」「荷送人の義務と責任」というパートに分かれて、条約の特徴を説明しました。

ロッテルダム・ルールズの特徴は、運送人の義務と責任を拡大する一方、荷送人の義務と責任を明確にしたところにあります。ヘグ・ルールズおよびヘグ・ヴィスビー・ルールズにおいて運送人の免責とされていた航海過失が、ロッテルダム・ルールズでは免責適用外となりました。また、運送人の責任制限額が、666.67SDR/梱包から875SDR/梱包へ、2SDR/kgから3SDR/kgへと増額され、延着に対しても運送人は責任を負うこととなりました。これに対し、運送契約のもう一方の当事者である荷送人の義務と責任を明確にすることとなりました。運送契約は荷送人の情報に依存していることから、貨物に関する情報や資料を運送人に提供することは、荷送人の義務であると規定しています。情報の不正確性に対し、荷送人は無過失責任を負い、特に危険物に関しては別途条項を設け、危険な性質または特性を運送人に通知する義務を課しています。これらを怠った場合、荷送人は損害に対し責任を負います。条約において、荷送人の責任制限はありませんので、本船火災などの事故に発展した際は高額な補償を求められます。輸出・三国間輸送にかかわらず、貨物を出荷する荷主としては十分な注意が必要です。

第3セッション「ロッテルダム・ルールズに関するワークショップ（1）」

このセッションは、本邦弁護士が条約発効にあたり、実務上特に疑問に感じる点について意見を出し、それに対し条約策定に関わった有識者（研究者、海外弁護士）が回答するという形式で進められました。取り上げられた項目は、「現行船荷証券に挿入されている裏面約款条項の有効性」「貨物の引渡しと責任区間」「Free In Free Out 条項」「訴権」「延着、滅失、不履行」「運送人、履行者、代理人等運送契約をめぐる関係者」などがありました。

条約発効前から、現行実務と条文の詳細につき多くの検討がなされていることの表れです。

第4セッション「ロッテルダム・ルールズにより規律される運送の諸局面」

第5セッション「ロッテルダム・ルールズとアジア太平洋諸国」

第6セッション「ロッテルダム・ルールズと関連業界」

運送人（船会社）、荷主、フレイトフォワード、損害保険会社からの実務家が、それぞれの立場から見た条約導入の影響、メリット・デメリットについて、講演者の私見も含め簡潔に解説しました。講演者が指摘した項目としては、「航海過失免責の廃止」「堪航性保持注意義務の航海中への延長」「電子文書」「危険物の取扱い」「裁判管轄」「Volume Contract（数量契約）」「海事履行者」「火災免責の一部の排除」「出訴期限の延長（2年）」「責任制限額の増額」などです。

質疑応答も活発に行われ、シンポジウムの各セッションの中でも興味深い内容で、最も多くの聴講者を集めたセッションと言えます。

第7セッション「ロッテルダム・ルールズに関するワークショップ（2）」

ロッテルダム・ルールズの導入に署名後、その内容を取り入れた国内法を承認し、条約を批准した国は、2012年4月9日現在スペインの1か国です。批准した国が20カ国に達し1年を経過後に発効することとなっています。アメリカ合衆国は署名をしましたが、国内法制定までいたっていません。日本、中国、イギリスは署名を行っていません。いつロッテルダム・ルールズが効力を持ち、国際海上物品輸送条約の主流になるか予測できませんが、事態が急速に進展することもあり得ますので、条約の一定の理解と準備をしておくことは得策と思います。

当社では、2011年1月に海事弁護士を招いて、お客さま向けのセミナーを本社ビルで開催いたしました。荷主、運送人、フレイトフォワードの立場として、多くのお客さまにご出席をいただき、好評を博しました。今後もロッテルダム・ルールズ導入の動向に引き続き注目し、お客さまにお伝えして参りたいと考えております。

以上